

警戒区域内の家畜の取扱について

平成23年5月12日
原子力災害対策本部
農 林 水 産 省

警戒区域内の家畜の取扱については、当面、作業可能な地区において、安全性確保に十分留意しつつ、次の基本方針を進めることとする。

- (1) 区域内で生存している家畜については、区域外への移動は行わない。
- (2) 畜舎内等の家畜については、所有者の同意を得て、国及び県により安楽死を行う。
- (3) 死亡家畜については、警戒区域内の災害廃棄物に関し、当面の間移動及び処分は行わないとの方針であることも考慮し、敷地内等で消石灰を散布し、ブルーシートで覆う。
- (4) 畜舎等から解き放たれ放置されている家畜のうち誘導できるものについては、牧場等の一定の区域内に誘導した上で、所有者の同意を得て、国及び県により安楽死を行うよう努める。
- (5) 警戒区域内の作業に当たっては、服装等はタイベックスーツ及び半面マスクを着用し、個人線量計の携行等を行い被ばく線量を適切に管理することとする。また、作業終了時に作業者及び車両等のスクリーニングを行うこととする。